



資料 1

令和2年度 豊田市自転車利用環境整備推進会議

～パブリックコメント結果
及び計画策定の公表について～

令和3年3月15日（月）



1. パブリックコメントの結果
2. 豊田市自転車活用推進計画の策定報告



■これまでの経緯

H27～29 豊田市自転車利用環境整備計画の推進(前計画)

計画期間：平成27年度～平成29年度までの3か年

①空間づくり-自転車通行空間の整備(整備計画延長30.2km)

②意識づくり-ルールの周知・マナーの向上

③仕組みづくり-自動車から自転車への転換

豊田市自転車利用環境整備推進会議(H31.3・R1.10・R2.1)

自転車活用推進法(第11条)に基づき、前計画の改定について検討

- ・前計画を踏襲しつつ、新たな施策の拡充を検討
- ・自転車活用推進計画(国・県)を踏まえ素案作成

(仮)豊田市自転車活用推進計画案のパブリックコメント実施

- ・令和2年9月1日～9月30日

(国・県の動き)

平成28年12月9日

○自転車活用推進法の成立

平成29年5月1日

○自転車活用推進法の施行

⇒[第11条]市町村自転車活用推進計画策定に努めなければならない

平成30年6月8日

○自転車活用推進計画の閣議決定

令和2年2月18日

○(愛知県)自転車活用推進計画の策定

令和2年12月 豊田市自転車活用推進計画の策定



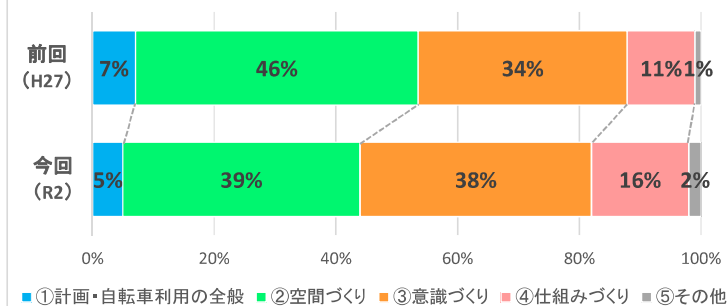
実施期間 令和2年9月1日～令和2年9月30日

実施内容 豊田市自転車活用推進計画案（本編、概要版）

実施結果 【意見の状況】計 187通（メール 5通、FAX 1通、Eモニター 181通） 意見総数 254件

①計画・自転車利用の全般に関すること	11件	5%
②空間づくりに関すること	83件	39%
③意識づくりに関すること	81件	38%
④仕組みづくりに関すること	35件	16%
⑤その他のこと	4件	2%
※感想等（40件）除く	合計	214件 100%

当初計画策定時との意見割合の比較



【意見のポイント（当初計画策定時との比較等）】

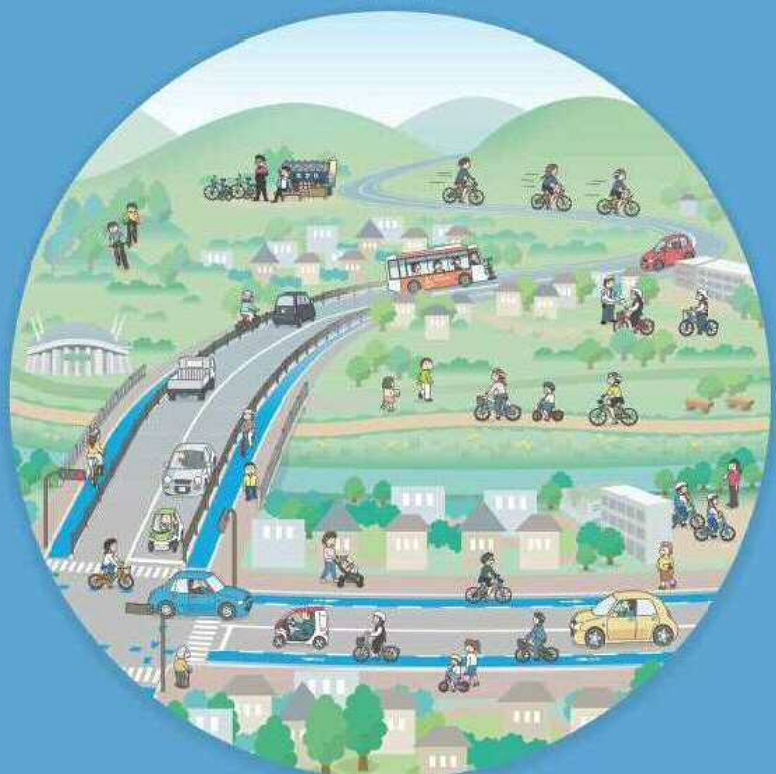
全体的な傾向	・空間づくりの意見割合は減少、意識づくり、仕組みづくりの割合は増加 ・自転車通行ルールの周知徹底や自転車の活用推進等に対する関心が高まっている ・安全・安心に自転車を利用できる施策の推進を求める意見が多数
空間づくり	・自転車通行空間の幅が狭い路線（車線内の矢羽根設置）に対する意見が多く、自転車通行ルールの啓発強化など、ソフト施策と一体となった取組が必要 ・一方で自転車通行空間を考慮した道路整備、全市的な整備など、自転車通行空間整備の拡大を求める意見も多い 【具体的な意見】 ・全市的に自転車通行空間の整備をしてほしい ・車道を自転車で走行するのは危険、自転車道を整備してほしい ・歩道内に整備したほうが良い ・既存の自転車通行空間の幅が狭い路線（車線内の矢羽根設置）を走行するには危険を感じる
意識づくり	・自転車の交通ルールの周知やマナー向上を求める意見が多数 ・一方で、自転車保険への加入促進及びヘルメット着用促進への期待など新たな意見もあり 【具体的な意見】 ・子どもから大人まで自転車に乗る人への交通ルールの周知やマナー向上が必要 ・子どもから大人まで段階的に交通ルールなどを学ぶ機会が必要 ・中高生への自転車交通ルールの周知徹底や教育が必要
仕組みづくり	・旅ポタなどのサイクルツーリズム、とよたSDGsポイントを利用した自転車利用促進に関する肯定的な意見が多く、更なる利用促進に向けPRの検討が必要 【具体的な意見】 ・駐輪場の充実が必要 ・とよたSDGsポイントを活用した、自転車利用者へのポイント付与の拡大・充実に期待 ・旅ポタなどのサイクルツーリズムに関するPRが重要 ・様々な交通手段の共存が必要



とよた快適自転車プラン

～豊田市自転車活用推進計画～

〈概要版〉



豊 田 市

前計画(豊田市自転車利用環境整備計画)

- ①空間づくり-自転車通行空間の整備
- ②意識づくり-通行ルールの周知・マナー向上の取組
- ③仕組みづくり-自動車から自転車への転換を促す取組

【豊田市】

- ・上位計画
- ・条例
- ・自転車に関する現状
- ・前計画の評価・課題

【国・県】

- ・自転車活用推進法
- ・自転車活用推進計画
- ・(愛知県)自転車活用推進計画

■計画改定のポイント

「自転車交通事故の更なる削減」と「クルマと自転車のかしこい使い分けが可能な交通社会を目指す」

2 豊田市自転車活用推進計画の策定報告



5

○豊田市の自転車に関する現状

豊田市では、平成27年5月に、「とよた快適自転車プラン～豊田市自転車利用環境整備計画～」を策定し、総合的な取組を行った結果、自転車交通事故死傷者数は5年前と比較し約1割減少しました。しかし、市内全事故に占める自転車事故の割合は、近年増加傾向にあります。また、日常の移動交通手段として、比較的短距離の移動においても、自動車がよく使われています。



○国の動き

身近な交通手段である自転車の活用について、環境負荷の低減、災害時における交通機能維持の有効性、健康増進など様々な場面での利用価値が高まっています。

平成29年5月、「自転車活用推進法」が施行されました。

平成30年6月、「自転車活用推進計画」が閣議決定されました。

自転車の総合的かつ計画的な推進のため、「自転車の役割拡大」、「サイクルスポーツ・健康」、「サイクルツーリズム」、「安全安心」の4つの目標を掲げ、施策が進められています。

○豊田市の動き

令和2年4月、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を施行しました。



○これまでの取組と評価

既往計画 「豊田市自転車利用環境整備計画」（平成27年5月策定）

「自転車通行空間の整備」、「ルール・マナーの向上」、「自動車から自転車への転換」の3つの施策を実施しました。



○これらを踏まえ、「とよた快適自転車プラン」を改定しました。

計画の改定 「豊田市自転車活用推進計画」（令和2年12月策定）

目指す姿：「だれもが安全で快適に楽しく自転車につながるまち 豊田」

○計画改定のポイント

- 自転車交通事故の更なる削減。
- クルマと自転車のかしこい使い分けが可能な交通社会を目指す。





豊田市 自転車活用推進計画

目指す姿

「『自転車交通事故の更なる削減』と『クルマと自転車のかしこい使い分けが可能な交通社会』を目指して」

目標

I 空間づくり

自転車ネットワーク路線の質の向上

II 意識づくり

子どもから大人まで通行ルールの共通認識が持てる啓発・教育の充実

III 仕組みづくり

自動車から自転車への転換を促し、楽しく自転車を利用できる環境の推進

目標
I

空間づくり ～自転車事故の削減～

措置1) 効果的・効率的な自転車通行空間の延伸・整備済路線との連続性、安全性向上等の視点による自転車通行空間の延伸



緑石や相等の工作物によって、車道、歩道と分離された空間です。
〔出典〕安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（国土交通省・警察庁）

※上記以外に「車道帯在」の完成形態もあります。



交通規制により車道内に自転車専用の車線を設け、自転車と自動車とを分離します。



車道内に自転車の通行位置を明示し、自動車に自転車の通行を注意喚起します。



歩道を通行する場合は、車道寄りを歩行しなければなりません。

措置2) 道路整備に合わせた自転車通行空間の確保

・自転車道、自転車専用通行帯等の完成形態を前提とし、道路整備に合わせた自転車通行空間の整備を推進

措置3) サイクリングロードの整備推進

・豊田安城サイクリングロードの走行環境整備を検討（愛知県・豊田市）
・矢作川水系のサイクリングロードの整備検討



▲サイクリングロードの整備イメージ
〔出典〕豊田安城川（河川環境活性化プラン）

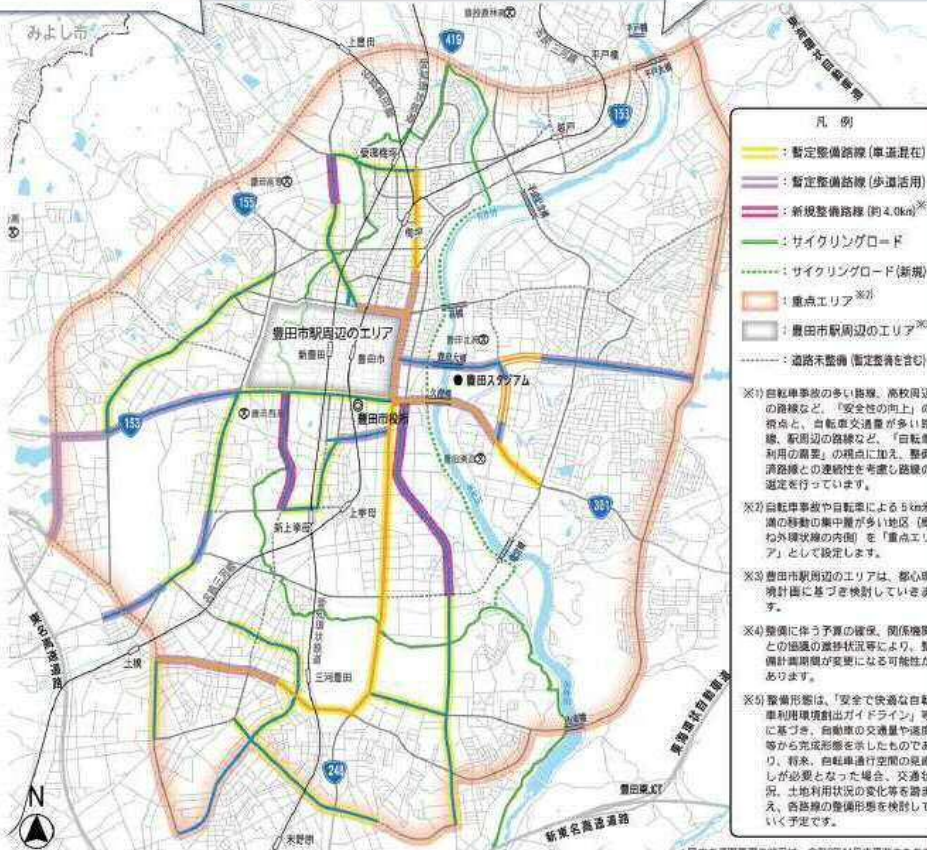
措置1) 整備後の課題や利用者の声をひきまえた自転車通行空間の改善

・整備済路線の安全性等の向上に向けた追加対策の実施



▲車道端部の構造を自転車走行に配慮し改良した案
〔出典〕東京建設局新技術情報データベース

自転車通行空間の改善





目標Ⅱ

意識づくり～「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の理念浸透～

取り組むべき施策①

自転車の交通ルール（自転車安全利用五則等）の普及啓発の強化

措置1）自転車利用者、ドライバーへの啓発活動

・高校生・通勤者をターゲットとした啓発活動



▲街頭での啓発活動



▲高校での啓発活動



▲愛知県警によるモデル走行

措置2）自転車の交通ルールの周知

・自転車安全利用に関するリーフレット等の作成・配布



▲各種啓発広報チラシ

措置3）自転車安全利用推進強化地区の指定

・自転車の事故や交通量が多い地区で重点的な啓発実施



▲高校での啓発活動



▲愛知県警による啓発活動

取り組むべき施策②

子どもから大人まで段階的かつ体系的な安全教育の充実

措置1）交通安全学習センター施設内及び出張による交通安全講習の実施

・小学4年生の施設内の交通安全講習実施及び中学1年生・高校1年生の出張講習実施



▲交通安全学習センター施設内講習の様子（過年度実施イメージ）



▲センター施設内の様子

措置1）自転車保険加入の促進

・学校、企業等と連携した意識啓発の実施



措置2）ヘルメット着用の促進及び自転車の点検・整備の促進

・講習や自転車購入等の様々な機会を通じた啓発実施

取り組むべき施策③

自転車利用者の安全・安心に向けた取組の促進

目標Ⅲ

仕組みづくり～自転車利用の促進～

取り組むべき施策①

クルマと自転車の使い分けによる自転車利用促進

措置1）市内企業等との連携による企業へのPR及び市民へのモビリティマネジメントによるPR策の実施

・豊田エコ交通をすすめる会を主体とした「新しい生活様式」等を踏まえた企業への自転車通勤促進のPR



▲エコ交通メールニュース配信

・自動車から自転車への転換促進に「とよたSDGsポイント」等の活用を検討



▲とよたSDGsポイント制度

▲【出典】自転車通勤導入に関する手引き（自転車活用推進官民連携協議会）

取り組むべき施策②

サイクルツーリズムの推進による自転車に乗りたくなる取組の充実

措置1）公共交通と連携したおすすりポタリングコースのPR及び自転車イベントの支援

・公共交通と連携したポタリングコースのPR



・おいでんバスへの自転車積載用ラック設置検討



▲導入事例（【出典】厚木市HP）

・民間主体の自転車イベントの支援



▲イベントイメージ（写真提供：OPEN INO実行委員会）

措置2）サイクリングロードの整備推進 ※再現

措置1）市営駐輪場の設置・指定管理による管理

・駅周辺の再整備に伴う適正な駐輪場整備



措置2）自転車等放置禁止区域内等の放置自転車等の撤去及び返還・処分

措置3）駐輪場利用及び自転車等放置禁止区域の周知徹底



▲適正な駐輪場整備



▲撤去自転車のリサイクル



▲周知のための啓発チラシ

取り組むべき施策③

良好な駐輪環境の確保



○計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度末までの5年間です。

令和2年度

令和6年度末

豊田市自転車活用推進計画

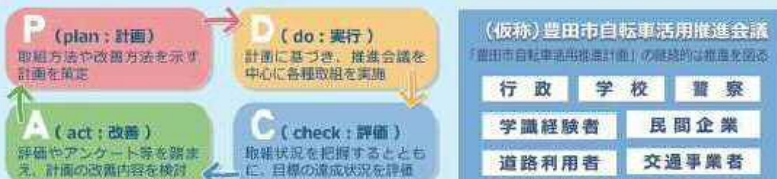
○目標指標

本計画を継続的に推進するため、基本方針に基づき、以下の通り目標指標を設定します。

目標指標①	自転車の交通事故死傷者数 (平成29～30年平均)	【現状値】281人 【目標】約2割削減 (220人)	目標指標②	外出する際、自転車を利用できる市民の割合	【現状値】30.4% 【目標】現状維持 (平成30年)	
目標指標③	市民意識調査による「歩行者や自転車利用者にとって安全で快適な道路が整っているまち」として満足する市民の割合			【現状値】23.8% (平成28年)	【目標】約3%上昇 (27%)	
目標指標④	自転車損害賠償保険加入率	【現状値】令和2年度実績予定 全町2ヶ所実演子犬 飼育講座結果	目標指標⑤	放置自転車の撤去台数	【現状値】1,896台 (平成29～30年平均)	【目標】約2割削減 (1,500台)

○計画の評価・取組体制

本計画の目標達成のために、PDCAサイクルを導入し、継続的な計画の推進を図ります。なお、計画の推進に当たっては、学識経験者、警察、民間企業、行政、学校、道路利用者、交通事業者で組織する「(仮称)豊田市自転車活用推進会議」が中心となり、取組の進捗状況や効果・課題等を把握しながら進捗を管理します。



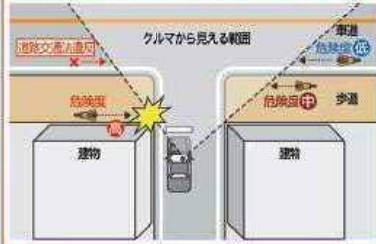
○自転車も交通ルールを守って安全な通行に心掛けましょう！

豊田市 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例のポイント

- 自分を守ろう** 自転車に乗るときは、自分の身を守るため大人も子どももヘルメットを着用しましょう。
- 自転車を守ろう** 自転車を定期的に点検・整備をして、大切に乗りましょう。もちろんカギかけも忘れずに。
- みんなを守ろう** 自転車は車両の仲間。自転車も交通ルールを守りましょう。

事故の被害者になった際に、多額の賠償請求を食う事例が多く発生しています。
自転車損害賠償保険等の加入が必要です(義務)

●歩道を通行する自転車は、脇道から進入するクルマからの死角になりやすく、車道通行に比べて出会い頭事故の危険度が高まります。



◆お問い合わせ◆

豊田市 建設部 建設企画課
〒471-8501 豊田市西町3-6-0

【電話】0565-34-6682

【FAX】0565-31-3540

【E-mail】kensetsukikaku@city.toyota.aichi.jp

令和2年12月発行